

近代タイのチーク材管理政策

——伐採リース契約を中心に——

北 原 淳

I は じ め に

タイではかつてチーク材は重要な輸出商品の一つであった。近代タイでは、米、錫、チーク材、ゴムが4大輸出品とされた。イングラムの古典的経済史によれば、とくに戦前の1895-1940年の期間は、バンコク経由のチーク材輸出量は年平均で62-12立方メートルの間に分布し、チークの輸出額に占める比率は、1920年以前はほぼ10%だったが、それ以降は4%に落ちた、という。当時の英文の各種の出版物は、チーク材産業の概況を、当初の北部支配者によるリース許可やその後の森林局による計画的伐採等を含めて、ほぼ理解しているもようである (Ingram 1971: 94-108)。これも西欧、とくに英国系の伐採・輸出会社、業者がチーク材産業に関心をもっていたからだろう。タイのチーク材は、主として、北部に生育し、伐採された後は、チャオブラヤー河を流下して、バンコク経由で輸出された。このほか、北部からサルウィン河ルートとメコン河ルートを通じて輸出された。たとえば、1930年代後半のサルウィン河口のカードー税関での流下チーク材の検査捕捉量は、チャオブラヤー河のパークナンポー税関での捕捉量の20-40%とかなりの量にのぼるが、メコン河の税関の捕捉量は10%前後である (柿崎 2008: 177)。

政府のチーク材管理の契機はこうした重要輸出品の国家管理にあったと思われる。しかし、チーク材をめぐるのは、さらに近代タイの国家統合に関係する内外の問題があった。ひとつは、「領事裁判権」に象徴される欧米諸国との不平等な関係であり、もうひとつは、中央権力への統合が不十分で半独立的な北部タイ支配者との関係であった。関連して、国内の華僑への対処も課題であった。華僑は、その国籍も、タイ国籍者だけでなく「保護民」として欧州国籍を選ぶ者もいたが、現実のチーク材関連の事業・ビジネスにおいても、欧州企業と北部支配者を筆頭とする伐採関係者との仲介役として不可欠の存在であった。

このようにチーク材の管理はタイ国内外の国家独立・統合問題への対処と密接に関係していた。そして、それを管理する森林局の設立が必要となり、1896年9月18日に正式に森林局が設立された。初代の新林局長は、英国植民地インド (ミャンマー) から招かれた森林専門家のスレード (H. Slade, 1895-1901) であった¹⁾。2代目トッテンハイム (Tottenham, 1901-1904)、3代目ロ

1) 4代目局長ダルパンピタックを記念した現農務省森林局の森林局史によると以下の通りである (Krasuang Kaset 1968: 4-5)。インドで投資をしたチーク材会社は、まずミャンマーに移り、1980年ノ

イド (W. F. Lloyd, 1905-1923) と、3代目までは西洋人が登用された。その後、タイの第一次大戦参加と治外法権の撤廃、タイ人森林専門家の形成、といった変化をふまえて、4代目からタイ人が登用された。以下、4代目ダルパンピタック (Daruphanphitak, 1924-1934)、5代目パナーヌチョン (Phananuchon)、6代目サリットユッタシン (Sarityutthasin) と、タイ人局長となった。

初代局長の任命にあたっては、欧州の専門家を招致し、主要任務にあたらせる必要性があった。しかし、近代タイには独自の近代的・科学的なチーク材・森林保護管理は存在しなかったため、イギリス領植民地のインド、ミャンマーのチーク材・森林の保護管理を担当してきた外国人専門家を森林官として登用する必要性があった。ただし、この欧州人、英国人の登用は、欧米諸国との不平等条約の体制と欧州系企業の権益への警戒とを伴っていた。近代タイの森林政策の最重要課題は、いかにして欧米列強の利権を制限し、自国の独立と国益を守るかにあった、といってよい (Lokakarin 1996)。森林局長の地位も、他の部局の局長とはやや異なり、行政権限を制限・限定された森林資源管理の専門家という位置づけであり、英名は 'Chief Conservator of Forests' であった。その管轄は農業省ではなく内務省であった。これは、森林行政が、北部の国家的統合、北部支配者層のバンコク官僚組織への統合という課題をもかかえていたためであるとみられる。

本論は、このような森林局によるチーク材管理政策の問題点を検討するため、とりあえず、初代3代の西洋人局長の任期に、森林局と会社・業者との間で交わされたチーク材伐採権リース契約に焦点をあて、その契約方式の制度的な改革の要点を検討してみたい。こうした初期3代の局長が確立した森林政策の原則は、その指導下で育った4代目以降のタイ人局長の任期に継承されたはずである。

筆者は、今後の森林政策研究の課題として、こうした各論的テーマの検討を積み重ねた上で、リース契約をも含むタイ近代の科学的森林資源管理の構造的長を総論的に明らかにしてみたいと思う。なお、その総論的な筋書きは、現時点ではまだ仮説だが、タイ近代の森林管理が、森林資源の保護・保全よりもむしろ、森林資源・木材の計画的利用・伐採に重点を置く傾向をもっていったのではないかと、いう結論になるかも知れない。

II 林局長報告書にみる森林事業リース契約

1. スレードの森林の国家所有原則の提言

かつての森林事業の契約では、様々な地位の北部タイ地方支配者が森林所有者であり、契約許認可の行政的主体であるとみなされていた。しかし、バンコク王朝は、チャクリー改革の一環と

ゝ代になると、Borneo, Siam Forest, Bombay Burma 社等がタイへ移ってきた。それとともに森林関係の紛争も増え、関係省庁の内務省への訴えも多くなった。ラーマ5世王はこのような森林管理問題の解決のために、1893年にデンマーク人森林専門家のカステンジョールド (Castenjold) を2年の任期で大蔵省顧問に招いた。しかし、彼は北部の森林視察に出張する途中のターク県で、病死したため、イギリスの支援をえて、ミャンマーで勤務していたイギリス人専門家のスレードを招いた、というのである。

して、北部のバンコクへの政治統合を強め、1894年には北部タイをパーヤップ州に編入し、1896年以降は中央から州知事（カールアンkhaluang）を派遣するなどして中央派遣・任命の行政官を増やし、北部地方支配者の権力を縮小、剥奪しようと試みた。

スレード（S. Slade）は、1895年に、タイ政府から森林管理専門家に登用され、ビルマから赴任した。そして翌年の1896年には、北部チェンマイを中心として森林視察出張旅行を行い、その結果を第1次報告書として提出したが、そこでは森林の国家所有というきわめて重要な原理を打ち出した。この原理は、植民地ビルマの森林管理においては常識であった。この原理を適用することは、タイ国内では上述のような政治統合に寄与することを意味した。² スレードは、このように、一方では、森林の国家所有の原理を明記することによってバンコクの国内統合政策を支援しながら、他方では、ビルマ式の森林管理の方式を導入し、北部タイへ進出中の西欧系森林事業会社の権益をも保護しようとしたものとみられる。

ただし、この時点では、のちに法制化されるように、地盤と地表とを区分して、地盤は国家の所有とし、地表の木材資源伐採のリース権を民間会社・業者に許可するという原理はまだ明白ではない。もちろん、スレードは、森林事業専門家として、これまで野放し状態に近かった北部チーク材を科学的に管理し、計画的・循環的な伐採・生育を行うことを自らの使命としただろう。しかし、彼が赴任した森林政策の政治的背景はほぼ以上のような状況であり、彼はそのような条件のもとで活動せざるをえなかったのである。さて、以下で、スレードの1896年6月26日付の北部視察報告書（R5 M16/9: 20-67; Krom Pamai n.d.）によって政策の基本的な諸点をたどってみたい²⁾。まず、現状認識は以下のとおりである。北部支配者が「森の所有者」である。

「7. 誰が森林の所有者かは重要な問題で早急に決める必要がある。ビルマでは全森林は国家の所有である。しかしシャム国土の森は特定個人の所有地も認めている。彼らは「森の所有者」chao khong pa mai と呼ばれる。彼らは伐採を禁止する権力をもち、（許可受理者から）金を請求して自分の最良利益となるよう伐採を許可する。このような権力を容認し、すべての森林事業の契約では、これら人物が森林所有者として署名する。そして、政府はこれらの契約を点検し、改めて捺印し許可する。これら所有者は森林から伐採した木材の切株代kha to mai を徴収し、すべて真の所有者のごとくに振舞う。これら所有者はムアン支配者chao phu khong muang に属し、ムアン支配者自身の切株代分も要求したりする。あるムアンでは森がすべてムアン主の所有で、ムアン主が伐採を許可し、切株代も徴収する。あるムアンでは一つの森が多く所有者に分割される。誰がいかにして支配者となったかを調査し、誰が所有者かを判定するのは小生の管轄外だ。しかし、この件に詳しい人物と話しあっ

2) この報告書の英語原文は公文書として保管されていないようであり、利用できたのは、タイ語訳版である。公文書館所蔵版（R5 M16/9; R5 M16.1/27 分類書類）、および、森林局の印刷版（Krom Pamai, raigan khong Mr. H. Slade）とがあり、双方を参照した。19世紀末の英語古文体をタイ語古文体に翻訳したタイ語訳版は、スレード原文の個性、タイプ者・翻訳者の仲介作業、等が重なり、正直のところ、難解を極める文体が多い。

たところ、彼が小生に言うには、森はほとんどが父母からの相続財産であるが、最近になってムアン主が褒美として与えた森もある。森の多くはチェンマイ、ラムパーン、ナーンのムアン支配者 *chao phu khrong muang* の所有だ。プレーのムアン知事 *phu wa ratchakan muang* は特定の森だけを所有する。また実際に財産相続した森もある。しかし、大部分がムアン支配者の地位ゆえの森だと主張して、森を合同することは疑いない。こうなれば、その後、通常は次のムアン統治者のものとなり、その支配者の近親者の相続財産とする必要はなくなる。これらの森の所有者の権限をどうすべきか国王の御意次第だ、と考える（中略）。

8. 15-20年前は今と比べこれらのチーク材は値が安く、伐採して陣地、堀、垣根、船、家屋等に使われ、地方ではいかなる商売や輸送のためにも切られなかった。しかし、その後外国人が伐採投資を始めると、国民は自分の木に価値があることを知った。この2、3年以内に、多くの会社が競って森林伐採許可を求めて、価格が吊上がりすぎて、地方の全森林所有者に森の実際の値より価値があると考えさせた。会社は、地方の森林所有者と契約申請する際には、森の値段以上に金を多く支払うと説明し、提示した。会社が支払った理由は、その地に確かな足場を築く意図であり、加えて、自分はリース受取者だと主張し、権力を拡大するよう願ったからだが、この点、森林の所有者は全く理解できなかった。

9. これらムアン支配者は、外国人が助けないと、自分では森林事業を向上できなかった。労働力はあっても資金がなく、販売の知識もなく、ビルマ、ギウ（シャン）、カレン、コムなど諸民族を雇ってあらゆる場所で伐採をさせる力もなかった。小さな2、3ヶ所の森なら、所有者が単独で自ら切ってそのムアンにいる1人の商人に売った。プレーでは、リース伐採の契約がなく、知事、郡長、ガムナンが自ら伐採し、また、知事が口頭で許可したビルマ人1人も伐採した。彼らが伐採した森は多くがその地方の消費で、バンコクにまで運ばれる分は少なかった。

10. 実は、すべての森がイギリス国籍者の手に落ちて、彼らがヨーロッパの資本で伐採する場合が多い、という。多くの森はタイ国籍者の名前でリースを受取しているが、これらの者は資金力がなく、ほとんどすべて自ら事業する決意なしに、リース伐採許可を申請し、契約を受取すると、イギリス国籍者に伐採させ、利益をうる。森から運び出す時のチーク材の販売について、昨年、Mr. Black は、地方から売り出される木材を100とすると、タイ人・タイ国籍華僑が48、イギリス国籍者が42、フランス国籍華僑が10を買う、と見積った。しかし、Siam Forest, Borneo, Bombay Birma 各社は伐採した現場で売らずに、自らバンコクへ流下して売り、3社合わせるとチャオプラヤー全流域の全森林をリース伐採しているといってもよい。そこで、イギリス国籍者以外の手に入る木材は実際はわずかだ。サルウィン（Maenam Khong）の森は、伐採、流下とも、契約を受けたイギリス国籍者ビルマ人が行い、上記3社がほとんど資金を出してやらせる。

11. 形式上、イギリス国籍者は森林所有者から許可を受けたら、ムアン支配者の同意のうえで、ムアン・チェンマイのカールアンが検査して改めて捺印を押すと、伐採が可能となる。

チェンマイに関する友好条約の規定によれば、イギリス領事の許可印もいる。しかし実際は、今日の森林伐採は、契約期間の切れた森で引き続き伐採するか、申請したばかりの森に入って伐採することも多い」(R5 16/9: 33-35; Krom Pamai n.d.: 11-14)。

スレードはこのような現状を改革し、ビルマ式の国家所有の原理の導入を提案する。

「27. すべての森は Krung Siam の財産であり、国家の所有物として管理すべきである。ただし、小生がすでに指摘したように、時々、あるタンボンの森は自らの所有権があり、こうした所有権を急いで合同すべきだとみなせる根拠をもつ者がいて、調べると真実の場合もある。しかし、小生は、森林係官が特定個人の全財産を重要視するのには賛成しない。確かに信ずべき証拠をもつ所有権があると判定し調査した場合も、使用者の権限だけを認める境界線を引かせて欲しいと願う。つまり、所有者が自分の森から出した木材を利用し、売る権限をもつことは許すが、森を破壊の危機に陥らす権限や、森の利益を減ずる行為は許さない、ということだ。さらにもう一点考えるべきは、森が資本元本であり、切り出す木は利子であり、所有者には利子の取得は許すが、元本の取得は許さない、という点だ。なぜなら、元本は全国土の人民の財産であり、現存の森の所有者が全国土の人民の損失となる事業をするのは不可能だからだ。もし、こう合意すれば、全森林を国家の管理、統制下に置くべきであり、森の所有者には国家が限定した事業だけを許す。そして、将来は、漸進的に、国家が森を購入するか、または国有にする何らかの処置をとり、最終的に、国家所有の森林として管理すべきである」(R5 M16/9: 44; Krom Pamai n.d.: 22)。

なお、続く部分では、欧米企業の投資を評価し、奨励している。

「29. すでに述べたように、チーク材事業はすべて外国国籍者の手に落ち、彼らはチーク材事業に大量に投資する。将来は、これはタイ政府にも利益となる。もし外国人チーク商売人が去り、投資を引き上げると森林事業は厳しい。なぜなら、森林事業を改善し、採算がとれるためには大規模な事業が必要であり、大規模にするには多額の投資が必要であり、長年かけて利益を回収するからである。タイ人と北タイラーオ人はこのように事業を大規模にする力がなく、事業は小規模である。それゆえ、外国人が引きあげると森の利益は消え、価格がなくなる。このような外国人の投資は、森の繁栄を促進し、投資する勇気のない者に投資を引き揚げないよう便宜をはかり、援助・支援をする。現在、投資は面倒である。たいそう時間がかかり、そのあとも何倍の金額を要するのかわからない。純益がないとみれば、資金のある者もあえて投資しない。ただし、即座に儲けさせる措置もすべきではない。なぜなら、投資した元金からうべき利潤を超える金額を(シャム)国家から(外国へ)送金してしまうからだ。政府は資金のある連中には、(シャム)国家を繁栄させれば、しかるべき純益がえられると知らしめるべきだ。さらに、彼らが簡単に安全に投資できるよう保証すべきだ。あせって締め付けの命令を出すべきではない。そうすれば、さらに、資金ある者に国内の投資を促すだろう。利子が安いと、それだけ投資が純益を生むと計算するにちがいないからだ。

30. 外国人の投資の奨励と保護は幾通りもある。まず、森林伐採リース者が許可証の捺印を受ける当初の手続きを便利にし、各種の金をせびる担当官の権限を矯正すべきだ。リース受理者が所有者と交渉できるよう、当該の森が封鎖・禁伐地なのか、開放地なのか、政府の考えを早急に公示し知らしめて欲しい。その際、ムアン支配者は、無料か、あるいは、所有者の取り分に応じた料金で、証書に捺印し、それを政府に送り、政府の押印によって最終契約とする。商人に支払わせる規定外料金はできる限り少額にするのが政府の義務である。ただし、小生は商人に法外な木材料金を支払わせているというつもりはない。支払いは商人の義務だからだ。彼らが言うには、当初の伐採許可のための料金は、その後の木材の伐採、引出し料金よりも高い。小生が言いたいのは、しばしば投資すべきでない資金を支払う商人を助けたいということだ。なぜなら、どの程度の裏金を支払えばリース契約が受けられるのか、わからないからだ。もう1点、こうした規定外の料金はふさわしくない人物が受け取りがちである。すなわち、これらの輩は裏顔役や小役人であり、森林法にもとづく業務には関係のない輩だ。丸太1本あたりの収支を計算すると、a 最初の支払い額、b バンコクに流下する費用（税関料金）、c 切株代金 kha to および税金、d リース受理者の純益、e バンコクの販売価格、として、 $a+b+c+d=e$ である。b, c, d は正当な費用だが、a は b に組み込むのも可能だ。はっきり言えば、当初に支払うべき費用部分をやめて、切株代と税金に統一し、特定個人に支払うべきではない。（以下省略）」(R5 M16/9: 45-47; Krom Thidin n.d.: 23-24)

なお、後述のように、ダムロン親王は、1914年8月8日付けで、国王にグラヤールーイ（心材）類の許可契約について国王に上奏したが、その前半部分で、チーク材事業の主体に言及し、タイのチーク材事業の欧米会社による独占に対して批判的なスタンスをとる（R7 KS5.1/2 No.52/5019）。

2. 国家所有原則提言への反応

しかし、同時期の「1897年森林保護布告」(prakat kan raksa pamai, ro.ao.116) は、体系的な森林法ではなく、個別事項の布告にすぎないということもあろうが、国有化には全く言及していない。その内容は、5 ガム以下のチーク材幼木の伐採禁止、切株税 (kha to mai) の徴収、等チーク材保全・管理方法の技術的な規定にすぎない (PKPS 16: 101-103)。

さらに、のち1909年にスレード任期の森林行政を要約したダムロン親王の文書もまた、この国有化という法的根拠には全く言及していない。その内容は、次節で紹介するロイド提案に基本的に賛成するという意見表明であり、それは3日後の閣議で了承されている (R6 M 14/1: 3-39)。その趣旨は、1900年にシーサハテープ (Phraya Sisahathep) を派遣し、北部支配者と協議のうへで合意を得て、契約主体を中央政府森林局に移し、いくつかの森では北部支配者との旧契約から中央政府との新契約に変え、その期間も厳格に6年間にし、さらにそれを2回繰り返した事例もある、といった点である。

すでに筆者も指摘したように、国家が森林の国家所有を正式に規定したのは、かなりあとの1938年の森林保護法あたりが最初である（北原 2008：18-19）。この1896年当時にスレード局長自身は、北部支配者の森林伐採リース許認可権を奪いとする法的根拠として国家所有権の設定を重視したが、当時のタイの関係高官はそれに関心を示さなかった、ということになるだろう。第2次大戦後の森林局の公史類はこのスレード報告の要旨を客観的に紹介し、国家管理や国有化の重要性に言及するが、この基礎にあるのは、1896年当時の関係タイ人高官の認識ではなく、それから半世紀経って所有権概念が定着した時点での森林局の認識である³⁾。

たとえば、森林局公史（1958年）は、1986年スレード報告の状況認識として、1) 森林事業が中央政府の管理下になく、地方支配者の所有・管理下にある、2) 現在の森林事業には正しい秩序がなく、森林が末永く効果をあげる管理保全状況にない、という2点をあげたうえで、改善すべき5点のうち、1) 公共の利益、効果のために、政府が直接管理し、個人に直接的利益を許すべきでない、そのためには、森林事業を政府の監視・管理に移し、北部支配者への利益分配を月給に切り替えるべきである、2) 政府の実行組織として森林局を設置し、専門家を育成すべきである、という2点において国家管理が重要である、と紹介する（Krom Pamai 1958：4-6）。

また他の森林局公史（1968年）は、より正確に国有化の論理を確認する。まず、スレード報告の要旨として以下の諸点をあげる。1) 北部森林の地図作り、木材密度・木材価格の調査、生育計画、2) チーク材保全のため、他の樹種の代用、3) 必要な育成・保全の区画設定のため、北部支配者の所有権と許認可権の規制、4) 規律の欠如による木材壊滅・喪失、チャイナート税関手前で税金徴収がないために生ずる盗み、サルウィン川沿岸の流下チーク材のミャンマー側税関での徴収、5) 森林保全のための専門的科学および森林局設置の必要性、6) 森林育成・保全のための科学的計画性（保全プロジェクト、許可契約完璧化、森林法制定など）7) タイ人森林官養成の必要性、8) 税金徴収のため税関の増設、等である。そして、スレード任期の重要業務として、1) 森林の国家所有財産への転換、2) 無制約的契約から6年期限契約への改善、の2点をあげている（Krasuang Kaset 1968：6-8）。

さて、19世紀末当時の森林政策に関係したタイ政府高官の主要関心事は、北部支配者の許認可権剥奪の法的根拠としての国有化・国家所有よりも、北部支配者との権力抗争の戦術の一環として、森林管理権を中央へと移転することにあった、とみられる。なお、同1896年スレード報告は、近代的科学的森林管理には資金力の大きい欧米企業が存在が必要だとして、欧米企業の権益をも支持する⁴⁾。

次期のトッテンハイム局長の任期中に出された報告の中には、1903年にベットウ親王が行った視察・調査の報告がある（R5 M 16/10）。同レポートは、北部支配層、そして、彼らから認可を

3) 1950年代の元森林局官による森林政策史の代表的一文献はスレード時代の報告や政策について紹介するが、欧米企業に関して1900年前後のような批判的な叙述は見られない（Siriwan 1954：73-90）。

4) 1896年のスレード報告書は、上記の引用部分の8、9、10各項では、欧米森林会社が北部支配者の許認可をうるために資金作戦を行っていることに批判的なように読める。しかし、29、30項の部分では、欧米企業のチーク材事業がタイ国に有利だとも示唆する（R5 M16/9：45-47）。

受けた欧米系会社を批判し、さらに、欧米系会社を優先しがちな森林局の許認可事業に対してもきわめて批判的である。これはダムロン親王の命を受けて行われた視察調査だと思われるが、タイの国益保護というナショナリズム的観点が明瞭な点で、外国人専門家局長による森林視察調査報告類とは異なる。おそらく、ペットゥ親王の報告書の内容は、ダムロン親王を含む森林行政に関係したタイ人高官に共通する見解だったのだろう。なお、当報告書の内容は別稿で検討してみたいと思う。

III リース契約の条件

初代局長スレードの後任となった2代目局長トッテンハイム（1902－1904年）は任期も短く、とくに注目すべき政策はなかったようにみえる。1905年になると、第3代森林局長ロイド（W. F. Lloyd）が就任し、1924年までの長期にわたって勤め、その任期中に、チーク材を中心とした近代的森林管理政策を確立した。

次節では、史料として残る許可リストに従って、その実態をやや詳しく検討するが、ロイド局長の認識では、1908年という年は、森林局が創設された1896年から〈6年＋6年＝12年〉方式によって合計12年間の伐採リース許可契約をした森林会社の契約期限を迎えていた。単純化すれば、この合計12年間のリース方式とは、森林面積を半々ずつに分けて、前半の6年間で、最初の半分の面積を伐採して残り半分の面積を保全しておき、後半の6年間で、残り半分の面積を伐採して、最初に伐採した半分の面積を保全する、というものである。こうした認識によって、ロイド局長はこの方式の大規模化と長期化とを考案し、提案したのであった。スレード時代に許認可した複数の個別事例は小規模面積の散在した森林に多かった。そこで、1909年からの新規契約、更新契約では、こうした散在する小規模面積を、森林伐採会社間で交換しあって合同・合併し、一か所に集中して大規模面積とし、これに応じて、許可の年限も延ばして、〈15年＋15年＝30年〉方式にする、というのである。

1. 伐採リース契約の期限

ロイド局長によれば、スレード局長任期には、森林保全のために〈6年＋6年＝12年〉方式が導入され制度化された、という（R6 M14/1；KS5.1/8）。スレード局長による森林関係の報告書類の中でそれが明確に表現されているのは1900年報告書である。まず、1897年9月に森林局が発足する前年の1896年2－6月に行った現地視察・調査をふまえた1896年報告書では、以下のような箇所が6年間の許認可にふれた部分である。この箇所を見るとわかるように、それは事実というよりもロイド局長の認識である。スレード初代局長の任期当時は、まだ北部支配者が所有者の時代であり、まず、中央のバンコクの許認可が実権をとまなわない形式的手続きにすぎないという状況認識をふまえて、6年間の許可は特定年にのみ開始して、以後の6年間は同様の許可はせず、無許可の森林は厳しい禁伐管理をすべきだ、という提言をする。この時点ではまだ、ロイド

のいう〈6年+6年=12年〉という半々方式の契約は明確ではない。

「12. 森林のリース・伐採の手続きは以下の通りである。申請を望む者は森の所有者を訪れ、チーク材6年間のリースと伐採を乞い、料金を計算する。森林所有者は時間を引き伸ばして話あい、1回は時間切れに持ち込む。その間、所有者は他の会社を探し、その会社は伐採を競わせ、値段を調べる。そこで、種々の会社間での争いを起こさせる。そこで所有者は少し策略を巡らし、2, 3組の連中に値段を競わせる。このようなやり取りに約1年間を要する。このやり取りの間に、所有者はあらゆる方法を使い挑発する。金、宝石類、馬、その他、高価な品、等を受け取る。ときどき申請者は（所有者の主人の）ムアン支配主に依頼して、所有者と交渉させ、一味だけに許可を義務付ける。こうした申請ではさらに他の高価な品を納める必要がある。長い間たつてようやく所有者は署名に応じ、森林によって10000ルピアから15000ルピアを受け取る。最初の合意にはムアン支配主の署名、押印が必要である。ムアン支配主は、森林業務担当官である地方のチャオナーイ *chao nai* が契約の署名に応じない場合は、署名、捺印に応じない。ムアン支配主はチャオナーイが署名に至る時までわざと契約を引き延ばし、自らの押印代として、さらに1件あたり300, 400ルピア請求する。そして今度は、ムアン支配者の捺印に至るまでに、さらに、決まって金品等々を、ガムナンの分まで要求され、長い間を経てようやく終了する。ムアン支配主の意にかない、捺印申請の日に至ると、大抵は、カールアン事務所に外向き、捺印すべき契約許可証を送り、料金を支払うため、バンコクへの許可を申請する。支障がなければ、後日、バンコクはその契約許可証に捺印してカールアンに送り戻し、カールアンに許可の捺夏を命ずる。カールアンに捺印代金1300ルピアを支払ったあと、申請者が外国人なら、最後に、イギリス領事館に契約書を送って登録する。」(R5 M 16/9: 36-37; Krom Pamai n.d.: 15)

「26. 115年6月10日付け文書で述べたが、リース伐採者に許可した森林は適正規模の3.5倍だと指摘し、さらに、森林の保全の必要性和その利益とを指摘した。さらに、強く望むのは、リースの許可をしない森は、今後6年間は許可証の印を押さない、すでに許可を受けた森林契約は、全木材を切り尽くさないよう保護・保全処置をとる、等である。ひとつ、許可の契約を受けない森林は、いっさい木材の伐採を禁ずること、筏状につなぐチーク材若木の伐採も禁ずべきこと、等もかの旧文書で述べた。仮にこの処置が役に立たなければ、他の項目を追加すべきである。あるいは、もし良木の多い新しい森が見つからなければ、122年以降何年間か、森林の利益が落ちないように、今から森林処置に時間を費やす決意をすべきだ。森の管理が良くなれば、逆に大いに利益となり、しかも利益は毎年増える」(R5 16/9: 44; Krom Pamai n.d.: 21)。

このように、スレードの1896年報告書では、6年間期限のリース・伐採の契約を特定年に開始し、その6年間は他の森の許可をしない、という構想だった。この点をもう少し具体的に表現したとみられる同報告書では、次のような提言を試みる (R5 M16/9: 21-28)。

まず、その構想は以下の通りである。1) チーク材を5種(第1種: 4 ガム kam [周囲80 cm] 以上, 第2種: 4 ガム未満, 第3種: 3 ガム未満, 第4種: 2 ガム未満, 第5種: 1 ガム未満幼樹)に分類すると、1種ずつ格を上げるのに30年を要する。2) 従って伐採すべきチーク材は第1種のみ限定し、それを30年間の間に計画的に伐採する。3) 毎年、第1種林の30分の1の伐採を許す。あるいは毎年でなく、隔年、3年1回、5年1回という方法もありうる。4) これを150年間で循環させると資源持続的な管理が可能である。ついで、その具体案として以下をあげる。1) とりあえず、114-119年(1895-1900年)の6年間は許可林を5か所に分け毎年1か所ずつ許可する。2) 以後は、120-125年、126-131年、132-137年、138-143年、144-149年と、各6年間に第1種の指定チーク材の5分の1ずつを許可する。3) 以後は同様に、第1種に格上げになったチーク材をこの30年周期方式で許可する。4) ただし、木材の密なサルウィン川流域は5分の2、木材の疎なチェンマイ、ラムパーン、ナーン等は5分の1と、粗密度によって許可量を調整する。5) しかし、上の基準からみて旧許可面積は大きすぎるので、当面115-134年(1896-1915年)の間は既契約地以外の許可を行わない。6) 119年(1900年)に旧契約期限の来る森林に対して、初めて上の新方式を適用する。

しかし、5年後の1900年報告書になると、スレード局長は、その後の度重なる北部森林の視察・調査の経験や情報収集をふまえて、欧米諸会社に対して新提案を示した。それが、ロイドの認識によれば、スレード任期に実行されたという〈6年+6年=12年〉方式である。国王御前会議的閣議において、リース地を半々ずつ各6年間期限の伐採地と保全地に分割するという案が承認されたので、これを欧米諸会社に示した訳である(R5 M16/3: 1-62)。そして、この案は、のちロイド局長が、森林をより大規模な面積に合同したうえで半々ずつ各15年間期限の伐採地と保全地に分割する、という提案を行った際の論拠ともなった。

「31. 会社との新契約はセンシティブな交渉であった。Bombay Burma (以下 BB) は111 (1892) 年にタイへきた時、大金をばらまいた。1897年に局長は何か規制しないと BB が独占的になってしまうと憂慮した。顧問会議では局長は徐々に権力を増大して、119年7月から同社と交渉を開始した。問題は、同社がいかに局長に逆らうか、イギリス政府がいかに会社を支援するか、にあった。BB は、事実上サルウィン流域の森林を独占し、ボルネオ会社をしのぐ。しかし、大規模なリースの違反、違約で裁判沙汰となり、その立場を弱めた。この2大イギリス会社に対抗して、外交的圧力をかけさせないために2、3のスキーム作った。リース代金(royalty)を、大木は4Bから10Bに、小木は4Bから6Bに値上げし、生木の皮剥ぎは許さなかった。ボルネオ社はこれを了承し、その条件の受諾は局長の助けになった。(以下サルウィン川の BB 会社の伐採状況についての叙述を省略)

32. 新リースの基本線を決めたので、リース契約の新書式を起草し、諸会社に送った。細部を修正した書式は閣議の了承済みである。その趣旨は、政府がより強く木材を管理する点にある。それは、皮剥ぎ木材のみを販売許可する書式だった。その販売価格(会社賦課金)は、

上述のように、大木が10B、小木が6Bだった。‘and the very important understanding was come to that the area to which the new agreements referred should be selected by the Conservator on a basis of an estimated one-half of the teak area included in the former leases. The agreement are only for 6 years and the holders of the present agreements had a new option of a new agreement, on terms to be arranged hereafter, of the closed half-area at the end of his six years.’（非常に重要な了解事項は、新契約による許可面積は、前リースの面積分をも含めて、チーク林の半分を目安に、局長を選んだ。契約期間は6年間のみとし、現在の契約の受取者は、今後の契約条件によって、[6年あとの期限切れの時期に]閉じたもう半分の森林を6年間の新契約とする選択をするというものだった。）サルウィン川の森林は多様であり、リース代と税金の合計額は森林ごとに異なるが、森林の伐採維持のため、各森林に6年間続く最低リース代が定められた」。(R5 M16/3: 18)

スレードは以上のように、この方式を1987年度より、漸進的、部分的に実施したとみられる⁵⁾。そしてこの方式の契約林は6年後に期限が切れたことになる。ちょうどその年にあたる1902年に次期局長に就任したトッテンハイムも、おそらく同じ方式を引き継いで、他の森林のリース・伐採を許可したものとみられる。

基本的にスレードの6年間の提言は閣議決定を受けて採用され、チーク林の一部はこの方式のリース権で認可された、とみられる。しかし、上記のようなチャクリー改革という近代的政治の過渡期に加えて、さらに近代的森林行政制度の過渡期、という二つの過渡期が重なり、また他方では、かつて北部支配者の認可した特定森林の一部にはそのまま事業継続が許され、その契約期間がこの6年間方式の開始年の1887年以降にずれ込むなどした。こうした事情が重なって、おそらく、スレードの12年間の新方式による許認可はごく一部の森で実施されたにすぎない、とみられる。残念ながらその詳細な許可実績を示す史料は今のところ発見できない。

スレードは1901年まで局長として任務にあたり、それをついだトッテンハイム局長は3年間の任期の間に、その業務として、スレードが6年間許可した森林面積の半分の伐採期間が過ぎて、残り半分の保全林の契約更新が来た1902年に、一部の森林に対して、部分的にこれを実施し、その契約も1908年には更新時期を迎えるはずであった。

1905年に3代目局長に就任していたロイドは、後述のように、この半々方式を改善し、より広範囲に定着させようとした。1908年はこのスレード方式の暫定的6年方式のリース契約が期限を迎える年であり、ロイド局長はその本格的な適用を望んだわけである。

ロイド局長の認識では、スレード局長は当初から、多くの森にこの〈6年+6年=12年〉方式を適用し、その条件のもとでリース許可を受けた森林の契約期限が1908年に巡ってきた、というものだった⁶⁾。しかし、このようなロイド局長の理解は必ずしも正しくないのかも知れない。上

5) 引用文下線部は本論文の叙述に直接関係する部分であり、筆者が引いた。以下同様である。

6) 概論的な森林論で良く引用される Khomkrit (1965: 55-56) もまた、1908年に〈6年+6年=12年〉方式が〈15年+15年〉方式に転換された、とする。

記の1900年報告書の引用のように、初代スレード局長の任期は森林行政の過渡期、転換期であり、かなりの森は北部の地方支配者が結んだ旧契約のままであったとみられる。また、半々方式というのも、6年間に限定して、特定の森の木材を半分だけ伐採させるリース契約を結んだが、その期限が来たので、以後の契約更新を認める場合、残り半分の伐採を許可し、結果的にみると6年間の契約を2回繰り返す、といった実態だっただろう。しかし、次節で紹介するロイドの1909年の提言・報告書は12年方式が制度化されていたようにも読める表現をする。

2. ロイド局長による〈15年+15年=30年〉方式の採用

上述のように、1905年にロイド (W. F. Lloyd) は3代目の森林局長に就任し、以後1924年に4代目のタイ人局長のブラヤー・ダルパンと交代するまで、20年間の長きにわたって局長を務めた。1909年3月24日付けで、ロイド局長が北部森林の伐採現場の視察・調査の結果をふまえて提出した英文の報告・提言書は、'Proposed Reorganization for Leases' というタイトルで上奏された。その前半部分は次の通りである (R6 M14/1: 14-31)。

「木材の持続的な量を確保し、リースの条件と措置を再編すべく、チーク林行政のラジカルな変更が求められる。これを実行すれば、政府の統制がより容易で経費節減となり、リース者の森林の事業もより安く、容易になろう。

2. 10-12年前にスレード Mr. Slade はチーク林の過剰利用、過剰伐採の阻止による枯渇防止を制度化した。第1は、森林リースを閉鎖する地を設置し、許可未伐採地のリースを拒否する、第2は、過剰利用林の残余資源の伐採期間を広げるため、森林を半分に区分し、半ごとに6年間ずつリースし、枯木および皮剥ぎ枯木を搬出させ、残る市場向き生木の皮剥ぎは5本のうち2本だけを許す、という方式だった。2部分全体の許可期間としては、枯木が12年、生木が30年だった。しかし、生木の皮剥ぎ本数の検査はなく、大抵の森で枯木と皮剥ぎ木が生木より多くなった。スレードは、12年後の伐採量と料金収入の減少を予見し、多くの森林を閉鎖し、保全して、この悪化に多少なりとも対処した。残念ながら、この閉鎖の方針が多く実行されなかったことである。この将来利用のための閉鎖地はプレー郡、およびラコーン、ナーンの一部のみだった。

3. スレード氏の聡明な予言は現実化した。企業はいまや危機を感じて、自らの不注意な皮剥ぎで森が裸になるのを恐れ、乏しい残木に対する伐採期間を、長期の30年間に拡大した森林局の態度を理解した。

4. 現在のリース方法は不適切である。個々のリースは(小地片で)数が多く、分散状態である。半分につき各6年、計12年間の期間は、過去の枯木が大量にあった時代なら短すぎなかったとしても、今は不適切である。皮剥ぎには年数がかかる。1, 2年で森林伐採者、搬出労働者、象、水牛、牛車を集めて組織し、残り1, 2年で契約期限内に木材を森から搬出するよう要求される。もし、流下できない季節、動物類の病気、旱魃不作・草不足と動物の

えさの不足等々を考えると、6年間のチーク材のリースは不十分である。小規模リース借主 lessees が収益のある木材を引き出せないと不平を言い、森林局に延長を訴えた場合、局が一概に拒否できないのも一理ある。政府にも lessees にも良くない。借り手は期間終了時まで、遠い地域から沢山のひとと動物を集めて来て、木材を引き出す必要があるが、これは高くつくし危険である。このプレッシャーが木材コストを高める。

5. 政府にとっても、リースの条件を緩和すべき損失となる。第2に、6年間のリースで5本のうち2本だけの皮剥ぎを義務付けるのは全関係者の悩みの種である。企業側には多くの出費と心配の種であり、事業を管理する森林官にも出費と負担がかかる。それが常に意見の異なる問題を含み、官吏と企業の間での紛争のもとになる。

6. もし120のリースがあると、そのうち20リースが常に期限切れとなり、森林分局官は、全地域で期限内に森林の残る木に押印をする作業を数週間で終わるように急がされる。しかしそれはほとんど不可能であり、しかも下士官が実行するかどうか信用もおけない。

7. これを改めるには、1) 現在の小片の散在するリースの森を少数のまとまったリースの森に変える、2) 半分地の期間を6年から12年にふやす、という措置が必要である。後者は3、4の実例もありかなり容易である。しかし、lessees を数か所の大きなブロックに統合・集団化するのは、従来、森林局官 Conservator、企業経営者および lessees の間で、何週間もの相談を必要とする難事であった。その相談は、有効的な討論から白熱した論争までの温度差があるが、最終的にこの提案のスキームで落ち着き、全関係者が同意すると信じたい。しかし、これは希望的観測にすぎず、lessees の誰も利益をえない恐れもあり、これらの提案が lessees に公平かどうかは疑問である。

8. これらの（小地片）リースを合同するには2つの措置、つまり、1) 閉鎖林の開放と種々の主張者への公平な分配、2) 他企業との交換を条件とした特定企業に対する特定面積の放棄の要請、が必要である。

9. 未リースの面積の分配は全関係者にとって不安の種である。欧州大企業は、このスキームが森林の産出の減少を招き、30年間の長期間にわたってチーク材ストックの均一化を押し付ける、とみる。小チャオ（支配者）と lessees は森林の開放による利益に期待する。しかし、大企業は未リース地域に対するモラル・クレーム（道徳的請求権）を持っており、これも無視できない。これはチーク材事業に関して大問題を引き起こす。チーク林にとって好都合で、森林局も満足するには、大きい資本と組織とを必要とする。小チャオと lessees はこれをもたず、しかも、森林に対して長期的利益よりも短期的利益を期待する。事実、昔は全森林が彼らの所有であり、即時の現金が必要なため、欧州系大企業に販売した。特別措置がないと現在もその恐れがある。政府はこれら lessees にもチーク材産業の分配を希望し、それに努力するだろう。しかし、そのためには、1) 30年間、年間生産量を30分の1に制限しても事業が途絶えないような規模で認可する、2) リース権を抵当に入れ、転売することが不可能な条件を強制的に設定する、等が必要である。これがないと、小規模借主が現金と引

き換えに、欧州企業にすぐに未伐採木材を売ってしまうのは確実で、企業のその森林を要求する結果となる。

10. 政府はすでに豊かな未リースの保全地を East Asiatic Co. に開放した。その他では、Me Ki, MeTui, Me Soi の森林が重要だが、所有者の支配者チャオたちはヨーロッパ企業に売った。

11. しかし、チャオと小規模借主の永久的事業のために、次の措置を提案したい。本報告の添付地図が示すように、その面積は小さくない。1) チェンマイの領主 chief には Me Chem forest で、リースの印を付けた木を、15年間で半分、あと15年間で半分切る契約の措置をとる。2) ナコンラムパーンの領主には Muang Long, Me Ta の印を付けた木だけを15年半分、あと15年半分、と切らせ、ラムパーンの小支配者はこの領主から木を分けてもらう、3) East Nam Nan の印を付けた木を15年半分、あと15年半分と切らせる。4) Chow Upparat には Me Chalim をリースする。5) Messrs Lam Sam には Pre District 西南の Hwang Pen から District の南境までを1年ずつ切らせる。30年以上に延長する場合は、最初の6年で8年とみなし、もう6年で7年とみなし、15年間で12年間に短縮し、その間に自由な伐採を許す措置をとる。6) Phya Buri には現在の森林を30年間、1年単位、または6年単位で皮剥ぎを行わせる。7) Duang Keo には枯木を4年間切らせ、あとは1年単位で、生木を切らせる。8) Ching Fong & Co. は最近、後半部面積の新2リースをえたが、その期限切れ2年前に、森林局が年率30分の1で皮剥ぎを行う、9) Luang Yonakan は Hway Kor の枯木の伐採リースを終えたが、年率30分の1で生木を与えられる、10) ナーンの Chow Rajwong は Hway Tap の南水路からナーン県 (distirict) 南端に下る Hway Sak と Hwang Kov の森を与えられる。

12. チェンマイ、ラムパーン、ナーンのその他の小チャオには、Me Chem, Muang Long Me Tar および East Nam Nan の大きな森林で、森林業者の雇用を与える余地がある。

13. ヨーロッパ企業は、とくに Borneo Co. Ltd, East Asiatic Co. Ltd (以下 EA), Louis T. Leonowens Ltd (以下 LL) は、政府が彼らに何かを行うと、危険な立場にある。1) EA は最近政府から寛大にもプレー県の Me Yom 東岸の森林を分割された。もしこの政府の行動がなければ、EAはビジネスをやめたはずだ。2) Borneo Co. Ltd. はタイ最古のチーク材会社で、プレー県で17ヶ所のチーク材伐採を許されるまでは、その立場は EA 同様に悪かった。過去10年間に17リースを与えられ、年率で平均24,000本を切ってきた。しかし、その森の多くは古く、木材が尽きる状況にある。現存ストックは96000本と推定されるが、これを30年間に拡大せねばないとすると、1年間3000本にすぎず、ひどい減産となる。もし、このような小利益だと、スタッフを減らし、製材所を放棄せねばならない。

14. LL 社は同様の立場にあるが、彼らの現存のストックは年率2000本も与えられていない。(以下2項目省略)。

17. 緊急措置の改革は、第2点で、従来の6年間で今後は15年間に延ばしたいという森林局

の希望を提示したが、これは、リース受けた者が、9 ガム (1.8 m) 以上のチーク材の伐採を条件に、30年間でローテーションできるよう伐採計画を作らせる、という案である。30年以上経つと樹木は9 ガム以上に生長するからである」。(R6 M14/1: 14-24)

この文書は、着任後の視察調査や情報収集をふまえた提言書である。その提言の要点は、およそ次の通りである。欧米系の林業会社に対して、所在地が分散した小部分・小面積の森林を多数の箇所分散して許可する代わりに、相互の交換や調整を仲介斡旋して行わせ、比較的面積が大きい面積の森林に合同、統合して、その大規模な森林に対して、〈15年+15年=30年〉方式を採用する、というものである。要するに、森林の長期的、計画的な利用伐採を行うために、長期循環的な伐採・育成・回復の方針を打ち出したのである。

この報告書によれば、スレード局長任期も、とくに枯木の多い森林では、〈6年+6年=12年〉方式が広く実施されていたように読める。しかし、とくに生木の皮剥ぎ・枯立木化・伐採という作業過程を必要とするチーク材の循環的利用のためには、より長期的な30年間の伐採地・保全地の半々方式に改善すべきだ、というのである。つまり、より長期的、本格的な循環的・持続的なチーク材伐採・生育の政策方針の提示である。指定地を半分ずつに分け、前半15年間で半分の伐採を許可し、残り半分为後半15年間の伐採用への保全を義務付け、後半15年には前半15年間に伐採した森の保全・生育を義務づける。そして、このような長期的な循環方式を行うために、従来の旧契約ではリース許可林が小規模で分散していたので、それらを再編、合同し、一か所に集中して、大規模リース森林とすべきだ、というのである。次節でもふれるが、そのために、必要に応じて、旧契約の小規模森林を会社間で交換させあい、新契約向けの大規模森林に合同させようとした。

ダムロン親王は1909年に、このロイド報告・提言の趣旨説明文書の中で、その内容を要約して、自らの情報や認識も加え、基本的にこの30年半々方式に合意している (R6 M14/1 119/9000: 4-13)。これは同方針の実施が許可されたことを示唆する。ただし、親王は下線部のようなロイドの認識をすべて肯定しているわけではない。同文書の一部の要旨は次の通りである (ibid: 5-6)。

ラ暦119年 (1900年) にプラヤー・シーサハテープ (Sisathap, Phraya) を行政調査に派遣し、地方支配者と相談のうえ、彼らの森林リース許認可権を禁止し、森林局が新契約書式を考案し、過去に地方支配者から許可をうけたすべての者を招集して、すべての件を新契約に切り替えた。新契約は6年間の契約期間であり、切株代金 (kha to pa) は、チャオプラヤー流域は、大木1本当たり10ルピア、小木1本当たり4ルピアとし、サルウィン流域は大木1本当たり12-16ルピア、小木1本当たり6-8ルピアとした。(契約は) すでに切倒した木材か、皮剥ぎし立ち枯れた木材のみに限定し、生木の皮剥ぎを禁止した。そして、何ヵ所かの大規模な森の場合は2分割して、契約1回につきその半分だけを許した。なぜなら、それらの木材がまだ多く残るからだ。契約受理者はその当時はまだ森林事業に熱心でなかった。しかし、その6年が過ぎた1902年

になるとそれら木材は残り少なくなり、ある森は6年間の伐採に十分な木材がなくなった。そこで、こうした森では、次の伐採が可能のように5本のうち2本だけを許すなど、一定規模の生木の皮剥ぎだけを許した。森林局は、契約終了の期限までに森林事業に対して秩序措置を取ってきた。生木の皮剥ぎを許さないと伐採業者は伐採木をもてないが、生木の皮剥ぎを許すと、6年間で、あるいはその2回目には、木材が消滅する。森林局長ロイド氏は1908年に北部森林視察・調査を行って報告書を書いたが、問題点は2点であり、6年間の短い契約期間であること、および、許可森林が小規模に分割されすぎていることである。

このように、少なくとも、ダムロンは、森林局が一部の森に対して6年間契約を2回繰り返して許したものと認識しており、少なくとも、ロイドの報告・提言が言うように、当初から計画的に広範な森に対して〈6年+6年=12年〉方式を導入したとは理解していない。ロイド局長が30年半々方式を提言した際に、その便法的な論拠として、スレードの試行錯誤的なプロジェクトをすでに定着した方針に組みかえたのかも知れない。

IV ロイド局長任期の契約更新年（1909年と1924年）の契約者リスト

ロイド局長の就任後の1908年は、スレード任期の1897年に一部で開始された12年方式（あるいは6年方式の2期目終了）が終了する区切り目の年であった。上のような1909年からの30年半々方式（〈15年+15年=30年〉方式）の提案は、このようなタイミングに合わせたものである。なお、幸いなことにこの方式による2時点の許可状況、つまり、前半部の契約が開始される1909年時点での許可状況、および、前半部の契約期間が終了して後半部の契約が開始される1924年時点での許可状況に関して、個別会社名、許可面積・本数等を示すリストの史料が発見できたので、この2時点のリスト史料を比較検討し、この半々方式の理念がどの程度実現されたのかを検討してみたい。

上述したように、〈6年+6年=12年〉方式の契約が、すでにスレード局長の任期中に、ロイド局長が理解したほどに広範に実行されていたかどうかは不確かである。ロイド局長は、12年方式がスレード時代に定着したと理解し、その12年方式の前半期間の更新年が1909年であることを論拠にして、同年を〈15年+15年=30年〉の出発点とし、まだ期限にきていない契約もその解約・更新を進めようとした。さて、ここでの問題は、そのスレード起源の管理方式を発展させたロイド局長任期の実績である。

以下では、スレード任期末期に結ばれた一部の契約が終了した1908年の契約状況と、それから15年が経過した1924年の契約更新状況とを比較してみよう。1924年はダルバンピタック局長任期への移行期だが、いずれもロイド局長任期に行われた措置といってよいだろう。

表1は、1909年に許可された伐採リースの森林名のリストである。原資料は1924年5月10日付けの農務大臣による国王への上奏文書に添付された副書のリストであり、これを筆者が会社・業者名ごとに整理し、並びかえた結果である。残念ながら、このリスト原表には1924年のような許

表 1 1909年チーク材契約者リスト List of Teak Forest Leasee, 1909

Name of Company	Forest (Province)	Kao To Mai (Royalty) per Teak Timber			
		New Rate1 Increase	Up Rate	New Rate2	Up Rate
1 Bombay Burma Co.	Mae Ping, East (Chieng Mai,Lamphun)	11/50	/15	13/50	/38
	Mae Tam, Mae Chang (Lampang)	12/00	/20	14/40	/44
	Mae Wang (Lampang)	11/75	/17.5	14/10	/41
	MaeYom Nua, Nam Haeng, Nam La (Nan)	11/00	/10	13/20	/32
2 Borneo Co.	Mae Ping, East (CM)	11/50	/15	13/80	/38
	Mae Chae Pha, Mae Tui (Pampang)	11/50	/15	13/80	/38
	Mae Toen (Tak, CM)	11/50	/15	13/80	/38
3 Lewis Leonowens Co.	Mae Phrik (Lampang)	12/50	/25	15/00	/50
	Mae Mok (Lampang)	11/00	/10	13/20	/32
	Mae Ping, Mae Pao (Lampang)	13/00	/30	15/60	/56
4 Luang Pralanmaitiriat	Huai Fai Tan, Huai Luang (Lampang)	13/50	/35	16/20	/62
5 Phraya Burirat, Phrae	Huai Khamin, Huia Huai Pha Kham (Phrae)	13/50	/35	16/20	/62
6 Chao Burirat, CM	Mae Sa Koep (Mae Hong Son)	12/50	/25	15/00	/50
7 Lam Sam Co.	Huai Jen, Huai Jae (Phrae)	13/00	/30	15/60	/65
8 Chao Upparat, Lampang	Mae Sai Kham (Lampang)	13/50	/35	16/20	/62
9 Chao Chantharansi	Mae Tae Lae Ko (Mae Hong Son)	12/50	/25	15/00	/50

Note : New Rate 1=Small Size, New Rate 2=Big Size

Source : R6 M14. 1/30: pp 7-8

可面積、本数が載っていないので、森林や木材資源の規模を知ることができない⁷⁾。原表によれば、1909年から15年後の契約期限日は1924年8月30日にあたり、次の後半部分の契約更新日は9月1日となるはずであった。しかし、この原表を添付した農務大臣の上奏文書によれば、12-6月という乾季は伐採・引き下ろしの季節ではないので、この契約更新日が不都合であり延ばして欲しい、という欧米系森林会社の主張を、ロイド局長と相談のうえで認めて、契約更新日を1925年6月1日まで延長した、したがって、この判断に対してご許可をいただきたい、という (R6 14.1/30: no. 175/3811)。そして、これに対しては、同5月21日付けで国王からの許可が下りている (ibid: no.7/324)。

表1は、このような経緯で1924年の上奏文書に添付された1909年の原表の副書を整理した結果であるが、Bombay Burma, Borneo, Lewis Leonowens の3大欧米会社、華人系 Lam Sam 社、北部支配者5名が主たる契約者である。欧米系3社の森林数の配分は、4, 3, 3ヶ所という順であり、材木の本数は不明だが、森林数の格差は少ない。これと比べると、華人系1社、北部支配者5名は各1か所のみであり、欧米系会社とは格差がある。さて、問題は、この契約者が契約

7) Sarairat (1985: 63) もこの原資料のリストを加工しているが、残念ながら、原リストは森林名、所在地、契約会社・業者名のための記載であり、面積・規模が明らかでないので、表2との正確な比較ができない。

表2 1924年チーク林リース許可契約リスト

番号	会社名	森林名 (県名)	許可面積 (平方キロ)	許可本数 (本)	国家納入税率 (1本当り種類別)		
					A 11/0	B 5/0	C —
1	Bombay Burma	Mae Pai (Maehongson)	5670.4	36,113	11/0	5/0	—
		Mae Ko (Tak)	96	16,564	12/50	8/0	5/0
		Mae Ping, West (CM, Lampung)	4352	82,072	11/50	8/0	5/0
		Mae Chang, Mae Ang (Lampang)	3059.2	124,168	12/0	8/0	5/0
		Mae Soi (Lampang)	567.2	36,916	11/75	8/0	5/0
		Nam Haeng, Nam, Nam Sa (Nan)	3347.2	15,157	11/0	8/0	5/0
		Huai Luang, H. Phiang (Lampang)	?	132	14/0	8/0	5/0
	小 計	8ヶ所	17092	310,990			
2	Anglo Siam	Mae Gao (Lampang)	704	145,448	13/50	8/0	5/0
3	Borneo	Mae Ping, West (CM)	4230.4	59,502	11/0	8/0	5/0
		Mae Tui (Lampang)	1604.4	36,270	11/50	8/0	5/0
		Mae Toen (Tak)	1410.4	45,262	11/50	8/0	5/0
		Muang Fang (CM)	364.8	35,800			
	小 計	5ヶ所		222,282			
4	Lewis Leonowense	Mae Wang, East (Lampang)	3040	22,994	12/50	8/0	5/0
		Mae Mok (Lampang, Phisanulok)	2240	33,202	11/0	8/0	5/0
		Mae Yom, West (Phrae)	280	46,618	13/0	8/0	5/0
	小 計	3ヶ所		102,814			
5	Esat Asiatic Francaid	Mae Yom, East (Phrae)	1,434	110,312	13/0	8/0	5/0
		Mae Chaem (CM)	2,540	49,000	12/50	8/0	5/0
		Mae Pai (Lampang)	178.3	16,701	14/0	8/0	5/0
	小 計			176,013			
6	Lam Sam	Khlung Suan Mak (Kampahengphet)	180	9,828	13/0	8/0	5/0
		Huai Yae (Phrae)	101.6	6,462	13/0	8/0	5/0
		Khlung Khalung (Kampahengphet)	80	7,204	?	?	? 国王より下賜
	小 計			23,494			
7	C. Ratchabut, Lampang	Muang Long (Lampang)	1427.2	23,383	13/0	8/0	5/0 同
		Mae Ta (Lampang)	204.8	35,607	14/0	8/0	5/0
	小 計			58,990			
8	Luang Prasan	Huai Luang (Lampang)	32	8,131	13/50	8/0	5/0
9	C. Chankham	Huai Bothong (Praeng (Phrae)	64	8,139	13/50	8/0	5/0
10	C. Ratcha Smaphn	Mae Sai Kham (Lampang)	102.4	4,021	13/50	8/0	5/0
11	Nai Yong Lim	Khlung Tron (Uttradit)	580	7,115	13/50	8/0	5/0
12	C. Chantharansi	Mae Tae Lae Koko (Maehongson)	339.2	5,000	12/50	8/0	5/0
13	C. Upparat NakhonNan	Nam Wa & Mae Chem (Nan)	1957.4	82,382	?	?	?

注：1) 国家納入税 (kha phak luang) = 伐採現場切株代金 (kha to mai) + 税関料金, 2) A, B, C はチーク材大 ko, 中 kho, 小 kho サイズに相当。

出所：R7 KS 5/4: p 3

終了時の15年後の1924年にはどう変化したか、である。

幸運にも、1927年4月30日付けの農務大臣の上奏文書は、1924年に結ばれた32件のリース契約のリストを添付している (R6 KS5/4: no. 25/565)。1926年12月15日付けで、森林行政制度の実績を示すため、チーク材の森林名、森林規模、木材数、リース受取者のリストを作成して上奏せよとのことだった、という内容である。表2は筆者がこの一覧リストを整理した結果である。なお、この上奏文が送付された1926年は、すでに1924年にロイド局長が辞任し、タイ人初のダルバンピタック局長が就任している。西欧人専門家の局長が去り、欧米諸国の治外法権もなくなり、タイ国家の完全な主権行使が可能となった時点である。

表2の原表は、表1の原表副書と異なり、許可面積と許可本数が掲載されているので、森林の具体的な規模を知ることができる。1) まず、許可本数は、欧米系会社が、華人系会社 Lam Sam 社および北部支配者よりいずれも多く、1桁違うことがわかる。上述のスレード1896年報告書によれば、要するにこれは資金力の差であった。ただし、北部支配者のうち、Chao Ratchabut, Lampang (ランパン領主王子), Chao Upparat, Nan (ナーン領主) の2名は別格であり、各5.9万、8万台の許可本数を数え、欧米系で最少の LL 社の10万本に次ぎ、Lam Sam 社の2.3万本の倍以上となる。これは、ダムロン親王の他の文書によれば、欧米系と華人・タイ人との間のバランスを考慮した結果であろう (R7 KS5.1/2: no. 52/5019)。2) 欧米系5社への許可合計本数は BB 社の30万本台を筆頭として、LL 社の10万本台まで続くが、上下の格差は3倍程度であり、5社の中の許可本数のバランスも考慮している模様である。英仏の会社の間には確執もあったようであり、政府はバランスに考慮して、Anglo Siam (Siam Forest) に対してフランス系 EAF 社のリース許可を優先した (R7 KS 5.1/2)。なお、Anglo Siam 社のメーガーオ新林は1ヶ所704平方 km のみだが、その伐採許可本数は145,448本であり、単独ケースとしては最高である。3) 上記2者以外の他の北部支配者の場合、その本数は1万本未満ときわめて小さく、ムアン領主 (国主) 以下の位階であろうと思われる。4) 森林の所在地は、メーホンソーン (3件)、カムペンペット (2件)、ラムパーン (11件)、プレー (4件)、ターク (2件)、チェンライ (2件)、チェンマイ (4件)、ナーン (3件)、等である。5) 1本当たりの国庫納入金は、大 ko 級が11-13ルピア、中 kho 級が5-8ルピア、小 kho 級が5ルピアである。

次に、表1と表2とを比較すると、次のようなことがわかる。

1) まず、1909年に契約した会社、個人のうち、15年後の1924年に契約更新をしたのは、Bombay Burma 社、Borneo 社、Lewis Leonowens 社、Lam Sam 社の4社、および、Chao Chantharansi の1名のみである。2) そして、1909年に許可を受けたのと同じ森林を1924年に契約更新したのは、BB 社が Mae Ping 西岸林 (1890年東岸林)、Borneo 社が Mae Toen 林、LL 社が Mae Mok 林、Lam Sam 社が Huai Yae (Jae) 林、Chao Chan が Mae Taelae Koko 林、等であり、各社・人とも1か所のみである。3) 同じ森林の更新契約の場合、許可本数は、欧米系会社が、約82,000、45,000、33,000本であるのに対し、Lam Sam 社は6,500本、Chao Chan は5,000本、と少なく、ここでもその量は一桁ちがう。4) 欧米系会社は1909年は3社だったが、1924年

には Anglo Siam 社, East Asiatic Farancaid 社の 2 社が新たに加わった。ちなみに, Anglo Siam 社に Mae Gao 林の伐採許可が部分的に下りたのは 1903 年であった。同社は〈6 年 + 6 年 = 12 年〉方式の前半期・前半部分を終えて, 契約更新し, 15 年間契約に継続したのである (R7 KS 5. 1/2)。その詳しい経緯は調べる必要があるが, 同社も全くの新規参入者ではないとみられる。5) Lam Sam 社を含むチーク材会社の森は新規契約の森が多い。これも, 全くの新契約と旧契約の中途解約・契約更新とを含むものとみられる。6) 北部支配者 (およびその末裔) の個人は両年とも, 5, 6 人と少数であり, 彼らの木材税割当金や官吏給与の支給が森林伐採収益に代わったものとみられる。

以上の 2 表のデータの比較の限りでは, ロイドがその任期末期に行った契約は更新よりも新規の方が多かった, とみられる。つまり, 彼が 1909 年に提案した〈15 年 + 15 年 = 30 年〉方式は, その 15 年後の前半部契約が終了し後半部に契約更新すべき 1924 年には, すでに後半部の森林の荒廃がひどく, それが不可能だったことがうかがえる。あるいは, 現実の契約実行過程では, 旧契約の中途解約・更新の場合とくにその可能性が強いが, 後半部の森林を準備することが不可能だったのかもしれない。いずれにしても, この 2 表を比較した限りでは, ロイドの提唱した半々方式の実現度はかなり低かったものとみられる。

V ダムロン親王の認識と新提案

ダムロン親王は 1914 年 8 月 8 日付けで, 国王に上奏し, 森林局の政策についてつぎのような認識を示している (R7 KS5. 1/2 No. 52/5019)。この文書は, 欧米の森林会社が枯渇しているチーク材に代わってグラヤールーイ樹 (心材木) の伐採を申請し始めたので, その伐採方針を提案したもののだが, その最初の部分で, チーク材の政策についてもふれ, 以下のような総括的な報告を行う。西欧人森林局長ロイド (1904-1924) の任期中のことである。

「木材伐採の許可は困難である。理由は 2 つある。大きな森で利益を上げるには資金が必要だが, 業者は多種, 多数ある。第 1 は, 大会社である。欧米 (ファラン) の大会社でタイの法治権内にある会社である。さらに, チェンマイ, Mae Ing のチーク材伐採を許可され, サイゴンまで運び下ろし, 事業が着実な East Asiatic Farancet がある。もう 1 社はタイ国籍でかつては方々でチーク材を伐採し, のちに Bombay Burma に伐採権を売り, チャオプラヤー流域での伐採をやめると約束した Kim Seng Li である。同社がやめると, 大会社は欧米系会社のみが残る。第 2 は, タイ国籍の小会社である。第 3 は, 北部パーヤップの旧支配者 (チャオナーイ) とその子孫で, 過去に伐採を請負った者である。この 3 者が主な伐採申請を競い, それぞれが, 第 1 者は友好条約に従って契約せよと言い, 第 2 者はタイ人・タイ国籍者ゆえに外国人より優遇せよと言い, 第 3 者は地方支配者の血筋で先祖が森の所有者だから有利に計らえ, と要求する。当初, 小生は, 政府が 3 者のどの主張にも偏らず, 3 者

に公平に分配することを処理方法とした。しかしいつも意図どおりには行かなかった。第2者、第3者は許可権をうると、これを第1者に移譲販売してしまうこともあった。第1者は資金があり高く買うからである。彼らが合法的に移譲販売しあうので、それは制止できず、許可された大きな良いチーク林は第1者の手に落ちた。その後、森林局はチーク材を保全し枯渇を防ぐため改善策を出した。すべての大小のチーク森を2部分に分けて、第1部だけを許可し、第2部はチーク材種保護のため保全し、被許可者が第1部を伐採したら、第2部を伐採し、第1部は閉鎖するという方法である。この方法により、ほとんどの森（の払い下げ伐採）が第1者の個人に行った。しかし、政府は樹種の枯渇を防ぐ保護の必要上、これら個人に反対できずに容認した。これは、森が3種に分割されたからでもある。第1は、まだ許可されず、保全のため封鎖されるか政府が管理する森であり、第2は、ナコーンサワン州、ピサヌローク州の小規模チーク林であり、第1者個人には、これら2州の森は、第2者に分けるのが妥当であると理解させた。チャオ・ウェンテープ（Chao Wenthip）の伐採する森はこの部類ある。そして、第3は、バーヤップの旧支配者が、象が余って遊んでいるという論理を用いて、チーク材伐採許可の順序を変える手段を使うので、象の頭数に見合うだけの禁伐（ファンハーム）国有林の伐採を許可した森である。ただし、契約条項には許可権の移譲販売は不許可だとあり、この条項で譲渡を禁止してきた。以上がチーク材の伐採事業の状況である」(R7 KS5. 1/2 No. 52/5019: 45-48)

以上のように、親王の主要な関心事は欧米企業の権益の制限・限定にある。独占的な森林事業を行う欧米の主要諸会社のリース許可の配分をどうするか、華僑＝タイ業者とのバランスをどうとるか、が課題である。そして、画期的な科学的管理とされた伐採リース許可地の30年間の半々分割の循環的利用方式（許可年数を30年とし、伐採許可地を半々に分け、当初の15年間は半分の伐採を許可し、残り半分の保全を義務づける、そして、後半の15年間は逆に残り半分の伐採を許可し、当初の半分の保全を義務付ける方式）によって、良好な森林はすべて第1者の欧米企業の手に残った、というのである。

ダムロン親王は以上のような認識を示したあと、10余年後の1926年11月13日付けで、国王に対して総括的な文書を提出した。この文書は「森林許可の規律・秩序に関する見解の記録」(bantoek khuamhen ruang rabiap kan anuyat pamai)」というタイトルであり、その提言の主要な2点は以下に引用した内容である (R7 KS5. 1/3)。

許可契約形式の技術的で各論的な議論というよりもむしろ、森林事業の国家管理制度の改革をめざした議論といえよう。この点では、本論文が的を絞って検討してみた伐採リース許可契約を他の論点につなぐ内容を含むといえよう。さらに、森林局長も、1924年に西洋人のロイド局長からタイ人のダルパンピタック局長に交代した直後であり、タイ国家主導の森林政策を行おうとする意図もあるのかも知れない。なお、この総括的文書を送付した際に冒頭に付けられた説明文は次のような趣旨である (R5 KS5. 1/3, 王室文書局受領 No. 5319: 108-117)。Borneo 会社が伐

採中の木材料金の値下げ、新規伐採リース許可を申請し、英国大使が Borneo, Bombay Burma 両会社の伐採権を許可するよう要請したので、これを受けて、国王がダムロン親王に伐採権の許可の手続的制度の規律・秩序 (rabiap) を作るように命じたので、自分は提案書を作ってみた、というのである。

「3. 森林局の重要な特徴は2点にある。森林許可の業務および外部関係者の業務である。

a) 現在は森林伐採の許認可の方法が確立し、原則として以下の3段階の手続きがある。(1) 森林局長の提言がある、(2) しばしば森林局長が申請者の内容を紹介し、農務大臣が合意しない場合はあれこれと指示し、相談して、合意に至らなければ許可を中止する。もし農務大臣に申し出る者がいれば、まず森林局長に送り検討させたあと、既述のように相談に上げる。農務大臣は一方的に許可を命じたり、森林局長の見解を専門家の見解にすぎないとみて送り返すような絶対的権力を行使しない。しかし、多くの場合、農務大臣と森林局長との意見の差はなかった。(3) 両者の合意のあと上奏し国王の許可をうる。以上の3段階の許可手続き原則が生じた理由は、森林事業は個人が利益獲得を競争するので誰もが満足する解決策、出口の提供が必要だからである。不満者がいると業者選定の担当官に悪い結果となる。そこで森林許可の権限を複数の部分に分散し、特定個人に処罰が集中しないようにした。この原則は今日まで守られてきたが、確実に持続保持しないと、緩む恐れがある。たとえば、森林局長が農務大臣の威光を恐れて上申しない、あるいは、農務大臣が森林局長に一任してしまう、国王のご認可が儀礼にすぎない、等の場合は、原則が失われ、問題が起きる。

b) 新林事業に介入する外部関係者は、主として、仲介者、資金前貸人、権力者の3者である。(1) 仲介人には、申請者が許可をうるよう歩いて願をかける輩、あるいは自分の名前で申請して、それを転売して実際の伐採者から賄賂を要求する輩、等がいる。連中は人数が多く、その手口も多様である。自分が担当官と交渉して許可をえたのだとうそをつき、認可された申請者から礼金を騙し取る、等である。これを防ぐ道はただひとつ、担当官が仲介人と接触しない誠実さをもつことである。もうひとつは、許可した理由を公に開示することである。(2) 伐採の資金前貸人とは、タイに根付いた欧米系伐採会社のことである。政府の許可なしには、伐採契約は結ばず、権利も行使できないという政府の重要原則が実行されている。それゆえ、彼らが伐採許可受理者に資金を前貸するのは運試しだ。政府が困るのは、彼ら資金前貸人の連中は、この原則を政府が特定申請者の救済のために緩めていると言い、誰かが範を示すと、他人にも同様の特別救済措置を要求するからだ。原則はずれの例は、ラーマ6世期に、ラムパーンの旧支配層・子孫の事件があった。(3) 権力により森林伐採事業に介入してくるのは、外国の個人や会社の利益を保護する外国の大使や公使である。彼らは、タイ政府に自国の利益を主張、要求する機会を逃さず、些細な事も政治問題となる。かつて問題解決は唯一の方法しかなかった。内務省が森林管轄省だった時は、(仲介役の) Phraya Kanlayamaitri (Westenkad) に相談し、合意に至った。会社が、外国大使・公使を

通じて、タイ外務省に要求する場合は、タイ官僚体制内で解決させた。会社が木材料金の変更を要求したら、森林局に特別措置をとらせた。こうして森林会社は、森林局に特別措置を求める方が、大使公使を通じてよりもスムーズに行くと思われ、大使公使に支援を求めなくなった。しかしこれも、正義と公平についての彼らの認識の度合いによる。

4. 森林伐採許可の件では、以下のようなより完全な規律・制度を作る必要がある。

a) 政府に対して森林伐採の許可や伐採に関する料金軽減や期間延期、等を申請する場合、その相手先には、国王への直訴、担当大臣への申請、森林局への直接申請、等があるが、まず森林局長に申請内容を送付し検討させる。森林局は、西洋の専門家を顧問として登用しているが、まずこのレベルで相談し、省のとりべき措置を上申させる。森林局長には専門家の権限と責任のみを許し、タイ下級官吏ではなく、森林事業管轄大臣秘書と同等の役とみなす。森林事業許可を直訴する場合、直接行う必要はない。国王は、省庁の部局長が、直訴の内容を大臣に上申し、大臣が上奏するという順序をお考えだ。ただし、直訴の禁止は直訴の権利に抵触するので、直接直訴も可能である。省の長を飛び越えた直訴を国王がお望みでない、という補足規定があれば十分である。ひとつ、森林局の検討段階では、申請者と全項目を直接に相談するのは越権行為なので、それにふさわしい権限に限定すべきである。伐採の許可の約束など、政府を縛る言質を与えないこと。合意での言質は、この見解を大臣に上申するという言質に限る。

b) 森林局長が、森林事業の専門家、責任者として決定したら、次の段階で、これを管轄省大臣に上申し、検討、相談する。その結果の合意が大臣の権限内なら大臣が命令し、上奏が必要なら上奏する。上奏する件は、大臣の見解と森林局長の意見を提示する。これは慣習的方式なので、森林事業の手続・制度の発想の根源となり、農務省の幾通りもの慣例を上奏すれば、国王のご検討に便利である。c) 国王が許可の可否を瞬時に判断するか、閣議で検討させるかは、その許可の形式や内容にふさわしいようにする。」(R7 KS5. 1/3: 112-117)

以上がダムロン親王の提言の要旨である。第1に、西欧系会社が治外法権的な力を行使できた時代と異なり、第一次大戦への形式的な参加を経て、諸国との不平等条約が改定され、西欧系会社が大使・領事を通じて領事裁判権等の治外法権を発揮できなくなった状況がうかがわれる。関連して、第2に、タイ人局長の就任はあったが、官僚制内部での局長の地位については、西洋人専門家局長任期のように森林保全技術の業務に限定させようとする配慮もうかがえる。第3に、中央集権化とともに省庁の機能分割が進み、かつての地方分割支配的な伝統が弱まった状況が感じられる。チーク材行政の管轄省が内務省にあり、北部の旧支配層を、政治的行政的影響力も用いて、統制した時代が去った。農務省が代わって管轄し、従来の許認可の過程で生成されてきた慣習をふまえて、その手続きの順序と段階を再構築してゆく、という認識であろう。第4に、これとならんで、インフォーマルな仲介者の介入や利権を排除する制度的な整備の意欲も感じられる。以上、要するに、1914年から1926年の間に、西洋人局長辞任によるタイ国家主権の強化、北

部統合による中央集権の強化、森林事業でのインフォーマル業者の排除、等の事態が進んだわけである。

VI 結びに代えて

以上で、20世紀初から3代に及んだ西洋人専門家チーク材林の伐採リース契約の実行過程の検討を通じて、タイ森林事業の各論的な考察を行ってみた。そして、次の1920年代後半以降の森林政策への移行を展望してみた。

第1に、ロイド局長時代に確立したとされる科学的・計画的森林管理制度も、その実態を検討してみると、一般にいわれているほど、秩序だったものではなかったことがわかる。スレード時代の〈6年+6年=12年〉の管理方式はごく一部で実行されたにすぎないが、ロイド時代の〈15年+15年=30年〉の管理方式もまた、特定の森林での実行は少数の事例にすぎなかったようである。逆にいえば、タイのチーク材資源の不十分さ、育成保全システムのまずさ、会社・業者の乱伐、等の現実に対して、科学的管理の理念が通じなかったといえるかも知れない。

こうしてみると、その後の森林局の努力にかかわらず、森林資源の破壊と枯渇が生じたのは、つい最近のことだけではなく、すでに19世紀末のチーク材伐採の時代から続いてきた、という皮肉な結論も導かれよう。以上のように、リース契約関係の実態を示す史料によると、チャクリー改革を通じての近代化の当初に、専門技術をもつ西欧人専門家を招いて行った科学森林管理事業は、結果的にみると、森林資源の破壊と枯渇を阻止するのにそれほど貢献しなかった、ともいえよう⁸⁾。

8) なお、この三代にわたった西欧人局長時代（1896－1924年）の森林政策の要点は、森林（とくにチーク材林）の計画的保全・伐採、および、木材伐採税の税制改革、の2本柱であった、といっていよいだろう。以下は筆者の暫定的なまとめである。

- a) 森林の計画的科学的管理：伐採地と保全地の明確化による循環的な伐採の方向へ。
 - ① リース許可の数か所に分散した小規模林を合同して広域区画とし、木材資源の循環利用「半々方式」（半分伐採・半分保全の循環）を段階的に導入した。
 - ② チーク材のサイズ（太さ・長さ）を測定し、一定サイズ以上の大木の伐採のみを許可し、規定サイズ未満の小木は禁止した。一部で伐採地への苗木の植林も義務づけた。ただし、北部支配者との旧契約の更新期まで、これらの規則は強制不可能だった。
 - ③ 枯立木の伐採を優先し、伐採予定の皮剥ぎ木の位置と本数を限定し、皮剥ぎ木の伐採期間を標準化した。ただし、北部支配者との旧契約の森林では不可能だった。
 - ④ 北部支配者との旧不正契約を破棄し、その防止をはかった。
- b) 木材料金の体系化と一元的徴収：切株代金・各種謝金等の徴収方式から、流下税関での単一税徴収方式へ。
 - ① 切株代金 kha to の徴収は、森林係官が、伐採現場に赴き、伐採木材を検査し、利用可能材すべてに押印をし、その記録簿をチェンマイ赴任のカールアンに送り、伐採者が納める方式であり、それ以外に、インフォーマル料金の支払いも普通だった。数少ない係官の検査を待つのに時間を要し、雨季のうちに伐採木材を河川に流下できない場合もあった。
 - ② リース契約を書式にもとづき行う定式化がされた。ただし、それ以外に、各レベル係官、官吏への手数料、謝金等の支払いも必要だった。リース許可をうるため、貢ぎ競争も発生した。ノ

[文 献]

[一次史料類]

R5 M 16/3, 16/9, 16/10 (ラーマ 5 世期内務省分類公文書)

R6 M 14/1, 14.1/30 (ラーマ 6 世期内務省分類公文書)

R7 KS5/3, 5.1/2, 5.1/3 (ラーマ 7 世期農務省分類公文書)

PKPS: prachum kotmai pracham sok (年次別法令集)

[文献類]

Ingram, Lames C. 1971. *Economic Change in Thailand, 1850-1970*, Stanford University Press: 352pp.

Dolarom, Sarairat, 1985. "Phathanakan khong kan tham pamai sak nai prathet thai, pho.so. 2439-2503 (1896-1960)" MA Thesis: Sinlapakorn University. (タイ国におけるチーク材事業の発展)

Khomkrit, Thiem 1965. *Kan pamai nai prathet thai*, Krungthep: Kasetsat University. (タイ国における森林事業)

Krom Thidin n.d. *Raigan khong Mr. H. Slade: ruang pamai khong prathet thai, ro.so. 114*. (1896年スレード報告)

——— 1958. *Prawat lae phongan khong krom pamai*: 174pp. (森林局の歴史と業績)

——— 1968. *Prawat krom pamai, krasuang kaset*: 198pp. (森林局史)

Lokakalin, Narachuwong 1996. "Nayobai khong rat lae matrakan thang kotmai nai kan pongkan lae kaekhai panha kan bukrak thi satharanasombat khon phaendin: karani soeksa phoenthi pamai" MA Thesis: Chulalongkorn University. (公共財産侵害問題の防止と改善の政策および法的基準: 森林地研究の事例)

Siriwan, Chaloem 1954. *Nayobai kan pamai lae prawat kan pamai khong prathet thai*, Krungthep: 223pp. (タイ国の森林事業の政策と歴史)

柿崎一郎 2008. 『戦後期タイの交通政策と物流構造の変容』(科研報告書): 376頁。

北原淳 2008. 『近代タイの土地・資源管理政策の枠組——公共用地設定による資源保存政策を中心に——』(アフラシア研究 no. 5; 龍谷大学アフラシア平和開発センター): 28頁。

(追記) 本稿の執筆後に、1900年前後の伐採リース許可表や個別の業者、支配者の許可の経緯について、新しいデータがあることを確認したが、その分析は別稿を期したいと思う。

(受付 2009年1月21日)

③ 以上の各税・謝金は北部税関・伐採現場で支払うが、時間の浪費、各種支払金の額と複雑さ、等が問題だった。

④ 流下した木材の通過場所に税関を設け、木材を検査し、一元的木材税を徴収する方向に統一化した。税関は、バンコクへ流下、搬送する河川の要衝地の数か所に設置する方針で、パークナムポーがその代表とされた。